

奈良県告示第三百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	前	六・二 、 五九・五	二、三三八・ 二	辻堂新橋 LⅡ八三・ 〇m 無名橋 LⅡ六・六 m 赤倉橋 LⅡ一〇・ 六m 無名橋 LⅡ六・七 m 猿谷トンネル LⅡ三〇〇 ・三m
	A			

五條市大塔町堂平二四
四番一先から
五條市大塔町小代四七
七番一先まで

後	
B	A
四七・一 、 一一・三	五九・五 、 六・二
二 、 九二四・	二、 三三八・
桃ノ木橋 LⅡ一四〇 ・〇m 猿谷大橋 LⅡ一九八 ・〇m 天ノ川大橋 LⅡ一六二 ・〇m 新猿谷トンネル LⅡ八五〇	辻堂新橋 LⅡ八三・ 〇m 無名橋 LⅡ六・六 m 赤倉橋 LⅡ一〇・ 六m 無名橋 LⅡ六・七 m 猿谷トンネル LⅡ三〇〇 ・三m

・
○
m

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十八年三月二十六日